

## 福島県産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、産業廃棄物処理施設等に対する理解の促進のための施設整備及び環境教育等の普及啓発事業を行う産業廃棄物処理業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この要綱において、「産業廃棄物処理業者」とは、法第14条第6項又は法第14条の4第6項の許可を福島県知事（福島県内の中核市の長を含む。）から受けている事業者（以下「処理業者」という。）をいう。

3 「産業廃棄物処理施設等に対する県民理解の促進のための施設整備」とは産業廃棄物処理施設等に対する理解促進を目的とした新しい視点での施設等の整備で、先進性があり他の事業者への波及効果が期待される事業（以下「理解促進環境整備事業」という。）をいう。

4 「産業廃棄物処理施設等に対する県民理解の促進のための環境教育等の普及啓発事業」とは産業廃棄物処理施設等への理解を深めることを目的とした多様な見学者に対応できる汎用性のある環境教育等で、先進性があり他の事業者への波及効果が期待される普及啓発事業（以下「住民理解促進事業」という。）をいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金は、別に定めるところにより知事の採択を受けた産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業計画書（様式第1号）に基づき処理業者が行う事業（以下「補助事業」という。）に対して交付する。

### (補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、処理業者が補助事業を行う場合に、当該補助事業に要する別表第1に掲げる経費のうち必要かつ相当と認められるもの（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額及び補助率は、別表第1において知事が定める額及び補助率とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業補助金交付申請書（様式第2号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 処理業者は、前項の補助金の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表に規定する各補助対象経費の20%以内の変更である場合をいう。

(変更等の承認申請)

第7条 補助事業を行う処理業者(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(申請を取下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払いの方法により補助金の交付をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払いを受けようとするときは、産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業実施状況報告書(様式第5号)により、補助金の交付決定のあった年度の12月31日現在における状況について、当該年度の1月10日までに知事に提出するものとする。

ただし、当該年度の12月における産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業補助金概算払請求書(様式第4号)の提出をもってこれにかえることができるものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときには、速やかに産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業完了報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業実績報告書(様式第7号)により、事業完了の日(事業の廃止について知事の承認を受けた場合には、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日(全額概算払により補助金の交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月20日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告を行うにあたり、仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業完了後に仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定報告書(様式第8号)により、速やかに知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、速やかに産業廃棄物処理施設等理解促進支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。  
ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りでない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。  
2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。  
3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、取得財産管理台帳兼取得財産等明細書(様式第10号)に記帳整理し、第1項に規定する期間内備えて置かなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱の規定に基づき知事に提出する書類は、正本副本各1部とする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。